

札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会規則（教育委員会規則第23号）第8条の規定に基づき、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 傍聴人は、前項に定める席以外の場所において傍聴してはならない。

(傍聴人員の制限)

第3条 委員長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 会議を傍聴する者は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他の危険物を持っている者
- (2) 示威のための旗、プラカード、拡声装置等を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他委員長が会議の秩序維持のため必要があると認めた者

(傍聴人の禁止行為)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の行為をしてはならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること
 - (2) 飲食又は喫煙
 - (3) パソコン又は携帯電話等の使用
 - (4) 会議の妨害又は他の傍聴者の傍聴の妨げとなるような行為
 - (5) その他会議の秩序を乱す行為
- 2 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をする際には、開会前に委員長に申し出て許可を得るものとする。

(傍聴人の退場)

第7条 委員長は、会議を公開しないこととしたとき、又はこの要綱に違背したものであるときは、退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行する。